

現行相当サービス・緩和した基準によるサービス（サービスA）の基本的な事項

資料2

	①現行相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（サービスA）
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も既存の介護サービス事業所から継続して提供してもらう。 ○利用者のニーズに合ったサービス提供ができるよう料金体系を月単価から <u>1回当たりの単価に見直す。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の事業所からの参入を促進し各事業所の工夫により <u>多様なサービス提供ができるようにするとともに、新たにシルバー人材センターやNPO法人等が団体の特性をいかしたサービス提供ができるような事業内容とする。</u> ○シルバー人材センターの仕組みを活用し、<u>元気な高齢者がサービスの担い手として活躍できる体制を整える。</u>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援1・2の認定者 ○<u>基本チェックリストに該当した方（2ページ参照）</u> 	
主な対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○身体介助が必要な方 ○認知症の症状があるなど、専門知識に基づく関わりが必要な方 ○医療的なケアが必要な方 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>身体介助を伴わない生活援助</u>が必要な方 ○他者との<u>交流や外出などを目的</u>に通所サービスが必要な方
実施方法	○事業者指定	
指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>平成27年3月31日に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、</u>当サービスの指定を受けたものとみなされるため、<u>手続きは不要（みなし指定）</u>※現在、市内全ての介護予防訪問（通所）介護事業所がみなし指定を受けた状態であり、今後、事業を実施しない場合は、事業の廃止（休止）の届出等の対応が必要 ○<u>みなし指定の有効期限は、平成30年3月31日まで</u>とし、更新する場合は市に<u>更新申請が必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>新たに市に指定申請が必要</u> ○「介護」「介護予防」「総合事業の現行相当サービス」「総合事業のサービスA」の<u>4つの指定を同時に受けることも可能</u>
指定手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○みなし指定の更新に係る手数料は、徴収しない。 ○<u>訪問（通所）介護と当サービスの指定（更新）申請を同時に行う場合、当サービスの指定に係る手数料は徴収しない。</u> ○訪問（通所）介護のみ指定を受けていた事業者が当サービスについて新規で申請を行う場合、手数料8,700円とする。 ○当サービス単独の指定申請を行う場合、手数料24,700円とする。 ○<u>ただし、事業者の参入を促すため、平成30年3月31日までの間の申請については、徴収しない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規指定の場合、手数料は24,700円とする。 ○指定の更新の場合、手数料は8,700円とする。 ○<u>ただし、事業者の参入を促すため、平成30年3月31日までの間の申請については、徴収しない。</u>
指定の有効期間	○指定の有効期間は、6年間とする。ただし、 <u>既存の訪問（通所）介護事業所で一体的に訪問（通所）サービスを行う場合は、訪問（通所）サービスの有効期間の満了日について、平成30年4月1日以降の最初の訪問（通所）介護の有効期間の満了日と同日となるよう調整を行う。</u>	
利用者負担割合	○原則1割、一定以上の所得者は2割 <u>（介護サービスと同様）</u>	
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> ○限度額管理の対象。国保連で管理 ○<u>事業対象者（チェックリスト該当者）の利用限度額は、要支援1と同様（50,030円）とする。</u> 	

表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

表 8 事業対象者に該当する基準

①	様式第一の質問項目No.1～20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当
②	様式第一の質問項目No.6～10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当
③	様式第一の質問項目No.11～12 の 2 項目のすべてに該当
④	様式第一の質問項目No.13～15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当
⑤	様式第一の質問項目No.16 に該当
⑥	様式第一の質問項目No.18～20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に該当
⑦	様式第一の質問項目No.21～25 までの 5 項目のうち 2 項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

訪問型サービス

	①現行の介護予防訪問介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）
対象者となる ケースの 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴・食事・排泄などに介助を受けるなど身体介護が必要なケース ○認知症の症状があるなど専門知識に基づく関わりが必要なケース ○医療的なケアが必要なケース、病気や状態の観察が必要なケース ○制限のある食事が必要なケース ○既にサービスを利用しており、サービスを継続して利用する必要があるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体介護を含まない、調理、掃除、買い物代行などの生活援助が必要なケース
利用者見込数	170人程度（現在の利用者の約6割が利用見込、新たな利用者10人程度）	120人程度（現在の利用者の約4割が利用見込、新たな利用者20人程度）
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> ○5ページ・コード表のとおり ○1回当たりの単価に見直し（国が示した上限額に設定） ○加算の要件、単価は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○6ページ・コード表のとおり ○現行相当サービスの8割程度に設定 ○加算の要件、単価は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い
指定基準	現行の介護予防訪問介護の基準を準用	人員等を緩和した基準
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（※3） 専従1人以上 ○従事者 必要数（1人以上） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者（※4）】 ○訪問事業責任者 従事者のうち必要数（1人以上） 【資格要件：従事者と同じ】 <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※4 一定の研修とは、サービス提供の基本的な考え方や高齢者への理解等の研修（旧訪問介護員養成研修3級程度の研修等）</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

		①現行の介護予防訪問介護相当のサービスと一体的に実施	②緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>■要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <p>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上、 サービス提供責任者 3人以上</p> </div>	<p>■訪問介護員等は、要支援者と要介護者を合わせた数とし、サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数とする。</p> <p>○管理者（※3） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※4） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※4 一部非常勤職員も可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上、 サービス提供責任者 1人以上＋必要数</p> </div>
	設備	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品	
	運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

		①現行の介護予防訪問介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の訪問型サービスの基準	人員	<p>■要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <p>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>	<p>○管理者（※3） 専従1人以上 ○従事者 必要数（1人以上） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者】</p> <p>○訪問事業責任者 従事者のうち必要数（1人以上） 【資格要件：従事者に同じ】</p> <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品	
	運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

三条市訪問型サービス(現行相当サービス)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A1	2411	訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで		266
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%
A1	2511	訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から 8回まで		270
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%
A1	2621	訪問型サービスⅥ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から 12回まで		285
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%
A1	1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・ 要支援2 (20分未満) 165単位 ※1月につき22回まで		165
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1回につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1回につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の86/1000 加算	
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の48/1000 加算	
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算	
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算	

三条市訪問型サービス(サービスA)サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 213単位 ※1月の中で全部で4回ま で		213	1回につき
		訪問型独自サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	192	
A2	2414						
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 216単位 ※1月の中で全部で5回か ら8回まで		216	
		訪問型独自サービスⅤ・同一			事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	194	
A2	2514						
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 228単位 ※1月の中で全部で9回か ら12回まで		228	
		訪問型独自サービスⅥ・同一			事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	205	
A2	2624						
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サ ービス費(独自) (短時間サー ビス)	事業対象者・要支援1・ 要支援2 (20分未満) 132単位 ※1月につき22回まで		132	
		訪問型独自短時間サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	119	
A2	1414						
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の86/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の48/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス(処遇改善加算Ⅲ)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

通所型サービス

	①現行の介護予防通所介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）
対象者となる ケースの 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴・食事・排泄などに介助を受けるなど身体介護が必要なケース ○生活機能を向上させるための専門的な機能訓練が必要なケース ○認知症の症状があるなど専門知識に基づく関わりが必要なケース ○医療的なケアが必要なケース、病気や状態の観察が必要なケース ○制限のある食事が必要なケース ○既にサービスを利用しており、サービスを継続して利用する必要があるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>外出や交流などを主な目的</u>としているケース ○入浴、送迎、活動時に<u>見守り程度の援助しか必要としないケース</u>
利用者見込数	620人程度（現在の利用者の約8割が利用見込、新たな利用者60人程度）	170人程度（現在の利用者の約2割が利用見込、新たな利用者60人程度）
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> ○9ページ・コード表のとおり ○<u>1回当たりの単価に見直し（国が示した上限額に設定）</u> ○<u>加算の要件、単価は予防給付と同様</u> ○国保連経由で審査・支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○10ページ・コード表のとおり ○<u>現行相当サービスの8割程度に設定</u> ○<u>加算の要件、単価は予防給付と同様</u> ○国保連経由で審査・支払い
指定基準	現行の介護予防通所介護の基準を準用	人員等を緩和した基準
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○生活相談員（※2） 専従1人以上 ○看護職員 専従1人以上 ○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人以上 利用者1人につき専従0.2人以上 ○機能訓練指導員 1人以上 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>管理者（※3） 専従1人以上</u> ○<u>従事者 利用者15人まで 専従1人以上</u> <u>利用者15人以上 上記に加え、1人以上</u> ○<u>【資格要件：一定の研修受講者（※4）】</u> <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※4 一定の研修とは、サービス提供の基本的な考え方や高齢者への理解等の研修（旧訪問介護員養成研修3級程度の研修等）</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員 以上） ○静養室、相談室、事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所（<u>3㎡×利用定員 以上</u>） ○必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○提供拒否の禁止 ○秘密保持等 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 ○運営規程等の説明・同意 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○事故発生時の対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供

通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

		①現行の介護予防通所介護相当のサービスと一体的に実施	②緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>■現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <p>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○生活相談員（※2） 専従1人以上 ○看護職員 専従1人以上 ○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人以上 利用者1人につき専従0.2人以上 ○機能訓練指導員 1人以上</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 介護職員 4人以上</p> </div>	<p>■従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数とする。</p> <p>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○生活相談員（※2） 専従1人以上 ○看護職員 専従1人以上 ○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人以上 利用者1人につき専従0.2人以上 ○機能訓練指導員 1人以上</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 介護職員 2人以上＋必要数</p> </div>
	設備	<p>■現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <p>○食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ○静養室、相談室、事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備・備品</p>	
	運営	<p>○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>	

		①現行の介護予防通所介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の通所型サービスの基準	人員	<p>■現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす。</p> <p>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○生活相談員（※2） 専従1人以上 ○看護職員 専従1人以上 ○介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人以上 利用者1人につき専従0.2人以上 ○機能訓練指導員 1人以上</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤</p>	<p>■従事者が専従要件を満たしているとみなす。</p> <p>○管理者（※3） 専従1人以上 ○従事者 利用者15人まで 専従1人以上 利用者15人以上 上記に加え、1人以上 【資格要件：一定の研修受講者】</p> <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<p>■現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす。</p> <p>○食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ○静養室、相談室、事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備・備品</p>	
	運営	<p>○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>	

三条市通所型サービス(現行相当サービス)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A5	1113	通所型サービス1回数	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	1回につき	
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1回につき	
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A5	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ		リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の40/1000 加算		
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22/1000 加算			
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算				
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A5	8003	通所型サービス1回数・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	定員超過の場合 × 70%	1回につき
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1回につき
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272

三条市通所型サービス（サービスA）サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6	1113	通所型独自サービス1回数			303単位	303	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数			312単位	312	1回につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225単位加算	225
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150単位加算	150
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150単位加算	150
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120単位加算	120
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (I)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 21		(1)サービス提供体制強化加算 (I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(1)サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 I	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の40/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の22/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		303単位	定員超過の場合 × 70%	212	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		312単位		218	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6	9003	通所型独自サービス1回数・欠		303単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	212	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・欠		312単位		218	